



# 鳥取県公報

令和3年1月29日（金）  
号外第10号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示 鳥取港港湾計画の変更（42）（空港港湾課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

# 告 示

## 鳥取県告示第42号

鳥取港港湾計画を変更したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 港湾計画の変更の概要

平成19年鳥取県告示第309号（鳥取港港湾計画の変更について）によりその概要を告示した鳥取港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

#### (1) 主要な港湾施設の種類、位置、規模及び用途に関する主要な事項

ア 公共埠頭計画において次の公共埠頭を追加する。

地区名	規模			
	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)	用地 (ヘクタール)
千代	12	1	230	3

イ 危険物取扱施設計画において次の危険物取扱施設の規模を変更する。

地区名	規模			
	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)	用地 (ヘクタール)
千代	6.5	1	110	1

ウ 水域施設計画において次の航路の規模を変更し、及び泊地及び航路・泊地を追加する。

#### (ア) 航路

地区名	名称	規模	
		水深 (メートル)	幅員 (メートル)
千代	西浜航路	12	183
	千代航路	5.5	80

#### (イ) 泊地

地区名	規模	
	水深 (メートル)	面積 (ヘクタール)
千代	12	1
	6.5	1

#### (ウ) 航路・泊地

地区名	規模	
	水深 (メートル)	面積 (ヘクタール)
千代	12	17

エ 外郭施設計画において次の防波堤の延長を変更する。

地区名	名称	延長 (メートル)
千代	第一防波堤	1,300
	第二防波堤	670

オ 小型船だまり計画において次の小型船だまりを追加する。

地区名	規模		
	水深 (メートル)	延長 (メートル)	用地 (ヘクタール)
千代	5.5	180	1
	4.5	120	
	4.5	120	

カ 臨港交通施設計画において次の臨港道路を追加する。

起点	終点	車線数
千代埠頭	臨港道路(本線)	2

キ 港湾環境整備施設計画において次の緑地の規模を変更する。

地区名	面積 (ヘクタール)
千代	2

(2) 廃棄物の処理に関する計画その他当該港湾の開発、利用及び保全に関する主要な事項

ア (1)のアの公共埠頭の岸壁施設、ウの(ア)の西浜航路、エの第一防波堤及び第二防波堤の施設を国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設として定める。

イ 次の施設を緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設として定める。

(ア) 岸壁

地区名	規模		
	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)
千代	10	1	185
	7.5	1	130

(イ) 緑地

地区名	面積 (ヘクタール)
西浜	4.4

(ウ) 臨港道路

起点	終点
千代埠頭	主要地方道鳥取港線

ウ 次の岸壁を物資補給のための施設として定める。

地区名	規模		
	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)
千代	4.5	1	60

エ 次のとおり廃棄物の処理に関する計画を定める。

地区名	処理する廃棄物	規模	
		体積 (立方メートル)	用地 (ヘクタール)
千代	しゅんせつ 浚渫土砂	280,000	3

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部空港港湾課

鳥取市港町8 鳥取県県土整備部鳥取港湾事務所